

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可
発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
(定価一月三百円(送料を含む。))

目次

- 示 保安林の指定の解除
鳥獣保護区の存続期間の更新
土地の立入りの許可
- 土地の立入りの通知
- 公告 毒物劇物取扱者試験の実施

告示

鳥取県告示第四百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二二九三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由
キャンプ場施設敷地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の四四九、大字海土字高浜八八九の五〇一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

解除の理由

道路敷地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第七条第二項の規定に基づき、昭和三十一年九月七日付け鳥取県告示第四

百十二号により設定した米子市湊山錦海鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

更新する存続期間

昭和四十一年九月十五日から

昭和四十六年九月十四日まで

鳥取県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 電気事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市古海、山ヶ鼻、徳尾、嶋、里仁、大柄、桂見、三谷、高住、良田、松原、高殿、六反田、金沢、辛川、大畑、御熊、福井、堤見

気高郡気高町下光元、大杉、馬場、上光、戸島、山崎、重高、二本木、笹尾、那家、陸津、鹿野町木梨、岡木、中国

青谷町蔵内、山根、早牛、八葉寺、紙屋、楠根、澄水、桑原、栗伯郡東郷町麻畑、方面、別所、国信、小園谷、羽衣石、塩見、倉吉市栗尾、大原、上余戸、田谷、米田、駄経寺、伊木、八ッ屋

立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月 十五日から

昭和四十二年十月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 電気事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

境港市福定町、竹内町、森岡町、東森岡町、西森岡町、渡町

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月 十五日から

昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があったので、同法同条

第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一級河川千代川支川（旧袋川）改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市丸山町、秋里、江津、浜坂

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月 十五日から

昭和四十二年三月三十一日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和41年9月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1. 期日及び場所

昭和41年10月17日（月曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2. 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品）毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物

及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他の取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品）毒物劇物取扱者試験にあつては、規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3. 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）第2条に規定する受験申請書に500円に相当する鳥取県収入証紙を貼りつけ、次の書類を添えて昭和41年10月3日までに所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真（申請前6月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書